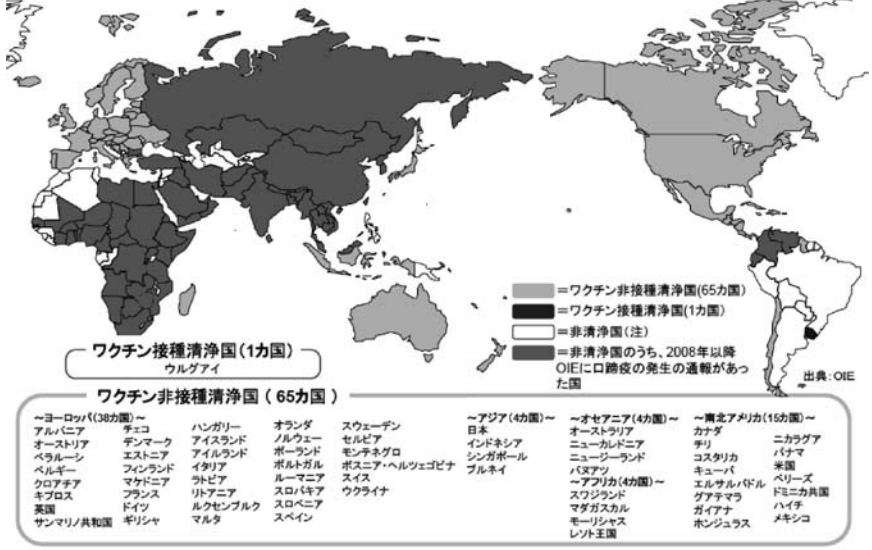


口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの侵入を防止するために

口蹄疫や鳥インフルエンザなどの悪性家畜伝染病が日本に侵入すると国内の畜産業に甚大な被害をもたらすだけでなく、発生地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼします。海外へ旅行される皆さんには、日本へのこれらの疾病の侵入を防止するため、空港などにおいて靴底の消毒などを行っています。悪性家畜伝染病が発生している国へ行かれた場合には、畜産農家などの畜産関連施設や生鳥市場等への立ち入りは避けてください。ご理解とご協力をお願いいたします。

口蹄疫の発生状況

2011年5月13日現在



【口蹄疫】

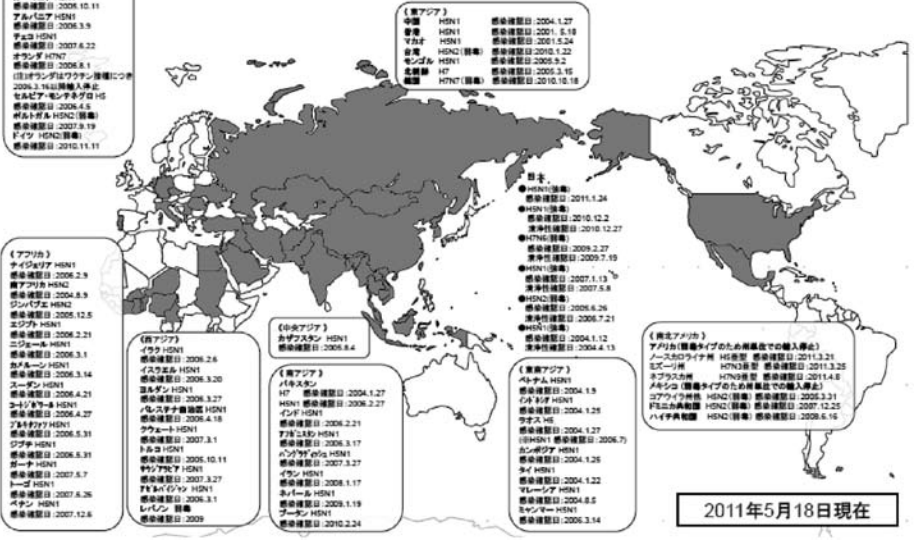
中国、韓国、モンゴル、ロシア極東地域において口蹄疫が発生しています。ウシやブタなどの家畜を飼養のみなさんは、発生予防と早期発見のため、家畜の衛生管理の再確認など防疫を強化していただきますようお願いいたします。

【高病原性鳥インフルエンザ】

世界各地で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、世界的な拡大が懸念されています。国内においては、高病原性鳥インフルエンザウイルスを運ぶと考えられる渡り鳥の飛来シーズンは終わっていますが、国際的な人や物の移動等によるウイルスの侵入リスクは依然として高い状況にあると思われます。

家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

＝輸入停止国【58カ国・地域】



ロアッソ熊本を応援しよう！

「ロアッソ熊本」は昨シーズンJ2リーグ19チーム中7位という好成績を収めました。今シーズンはスローガンを新たに「絆 De Road」実現」とし、J1昇格を目指します。ロアッソ熊本ではチームを皆さんに知ってもらうため、そしてなかなか観戦に行く機会の無い方々に一度でもスタジアムに足を運んでもらい、スタジアムの雰囲気や生観戦の楽しさを肌で感じてもらうために、無料観戦券を用意しました。みんなで応援して、ロアッソ熊本をJ1に昇格させましょう！

■対象試合 平成23年7月17日（日）午後7時 キックオフ

■会場 熊本県民総合運動公園陸上競技場【KWINING】

■チケット配布時期 7月1日以降

■チケット配布場所 役場企画振興課（72-11214）先着300名様です。

第41回清和地区春季ナイターソフトボール結果

（5月30日～6月3日）

優勝 米生球友会

準優勝 ビクトリーズ

三位 郷野原球友会

最優秀選手賞 大原拓也さん（ビクトリーズ）

農地の無断転用をなくそう！

●農地の転用とは？・・・農地（田・畑）を農地以外の目的に利用すること。例えば、宅地・農業用施設・資材置場・駐車場・工場用地・建設残土の捨て場・道路・山林・墓地などです。自分の土地であっても農業委員会の許可が必要で、許可を受けなかったら・・・無断転用をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。（法人は1億円以下の罰金）また原状回復命令に違反した者は6ヶ月以下の懲役又は300万円以下の罰金となっています。（法人は1億円以下の罰金）

問い合わせ先
山都町農業委員会（蘇陽総合支所内）
83-1111
農業委員会白糸事務所
72-11156

国民年金からのお知らせ

保険料のお支払いが困難なときは免除制度があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除を受けるには申請が必要です。免除期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態ですと、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ制度を活用しましょう。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

全額免除制度

保険料の全額が免除されます。平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が支給されます。

一部納付（免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。一部免除には次の3種類あります。
（4分の3免除）保険料の4分の3が免除され、残りの4分の1を納めるもの。
（2分の1免除）保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるもの。
（4分の1免除）保険料の4分の1が免除され、残りの4分の3を納めるもの。
将来受け取る金額はそれぞれの免除制度により異なりますのでお問い合わせください。なお、一部免除された期間に免除後の保険料を納めない場合は、免除期間が未納期間として取り扱われます。

未納にせずご相談ください

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。（表1参照）ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。お支払いが困難なときは未納にせず、紹介した免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、お問い合わせください。

扶養人数	免除対象となる所得（収入）のめやす（ ）内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162 万円 (257 万円)	230 万円 (354 万円)	282 万円 (420 万円)	335 万円 (486 万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92 万円 (157 万円)	142 万円 (229 万円)	195 万円 (304 万円)	247 万円 (376 万円)
扶養なし	57 万円 (122 万円)	93 万円 (158 万円)	141 万円 (277 万円)	189 万円 (296 万円)

※申請の時期により、前々年の所得で審査を行う場合があります。
※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

山都町観光案内所
ギャラリー喫茶
ルポン
72-1054

7月のギャラリー
「2011年山都町
写真コンテスト入賞作品展」
昨年度行われた「山都町写真コンテスト」
の入賞作品、22点を展示します。

期間 7月1日～28日

問い合わせ先
山都町役場
清和総合支所
蘇陽総合支所
健康福祉課
健康福祉課
健康福祉課
83-1111
82-1211
72-1117
82-1211
83-1111